

様式第1号（第4条関係）

北本市本人通知制度登録申出書

年 月 日

（あて先）北本市長

住 所

申出者 氏 名

電 話

北本市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱第4条の規定により次のとおり登録を申し出ます。

利 用 希 望 者	フリガナ			
	氏 名			
	生年月日	年	月	日
	住 所			
	本 籍		筆頭者	
	電話番号			

注意事項

申出の際は、次の書類を提示し、又は提出してください。

- (1) 申出者が本人であることを証明する書類（旅券、運転免許証及び個人番号カードその他市長が適当と認める書類）
- (2) 法定代理人による申出の場合は、(1)の書類と併せて、その資格を証明する書類（戸籍謄本等）
- (3) 法定代理人以外の代理人による申出の場合は、(1)の書類と併せて、委任状

※ 次の欄は、記入しないでください

受付	登録	本人等の確認書類		住基入力	戸籍入力	登録台帳
		<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 代理人	<input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> その他（ ）			

(裏)

北本市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度について

- 1 この本人通知制度は、この申出により登録をした人（以下「登録者」という。）に係る住民票（消除された住民票を含む。）の写し、住民票記載事項証明書、戸籍の附票（消除された戸籍の附票を含む。）の写し、戸籍謄抄本（除籍謄抄本を含む。）、戸籍記載事項証明書等（以下「住民票の写し等」という。）を第三者（自己等（注）の代理人及び自己等以外の者（国又は地方公共団体の機関を除く。）をいう。以下同じ。）に交付したときに、その事実について通知するものです。

(注)「自己等」とは、・・・(住民票関係) 自己又は自己と同一世帯に属する者
(戸籍関係) 自己、自己の配偶者、直系尊属又は直系卑属

- 2 第三者に登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、登録者に北本市住民票の写し等交付通知書（以下「通知書」という。）を送付します。
- 3 第三者への住民票の写し等を交付した内容については、北本市個人情報保護条例の規定に基づき、本人より開示請求をすることができます。ただし、開示請求が認められた場合においても、個人情報保護条例の範囲内での情報が開示されます。
- 4 通知書は、登録者に係る住民票の写し等を第三者に交付した場合に限り通知するもので、登録者と同一の住民基本台帳、戸籍等に記録され、又は記載されている人であっても登録をしていなければ通知の対象とはなりません。
- 5 登録を希望する人（以下「利用希望者」という。）又は登録者は、疾病その他やむを得ない理由により自ら手続きをすることができない場合は、代理人により登録の申出をすることができます。
- 6 郵便又は信書便（以下「郵送等」という。）による登録ができます。
- 7 郵送等により登録の申出をするときは、この申出書に必要事項を記入の上、申出者本人であることが確認できる書類（個人番号カード、旅券、運転免許証等で本人の顔写真が添付されたもの）の写し、法定代理人による場合は併せてその資格を証明する書類を同封してください。
- 8 利用希望者の住所及び本籍が北本市以外の場合は、当該利用希望者の住民票を添付してください。
- 9 転出又は転居等により、事前登録をした内容に変更が生じた場合は、届け出が必要です。なお、登録者が死亡、居所不明等により住民票が職権消除されたときは、登録を廃止します。